

労働安全衛生法が改正され、化学物質等に係わる表示及び文書交付制度がGHS対応に変わります。

労働安全衛生法の一部が改正され、平成18年12月1日より施行されます。

今回の改正は、労安法に基づく表示及び文書(MSDS)交付制度に係わるものであり、その対象物質を拡大すると共に、表記項目、方法を国連勧告による“化学品の分類及び表示に関する世界調和システム”(GHS)に整合させたところに、特徴があります。

以下に、クロロカーボンにおける今回の法改正への対応について概略します。

1. 適用範囲

これまでクロロカーボンを含む製剤その他を販売、譲渡する際には、その容器への表示、文書(MSDS)交付が、義務付けられていましたが、今回の改正により、規制を受ける裾切り値(混合物の濃度下限値)が下記のように下がり、適用範囲が広がりました。

裾切り値(混合物の濃度下限値)

	表示(ラベル)		文書(MSDS)交付	
	改正前	改正後	改正前	改正後
塩化メチル	—	—	1%以上	0.1%以上
塩化メチレン	5%以上	1%以上	1%以上	0.1%以上
クロロホルム	5%以上	1%以上	1%以上	0.1%以上
四塩化炭素	5%以上	1%以上	1%以上	0.1%以上
1,1,1-トリクロロエタン	5%以上	1%以上	1%以上	0.1%以上
トリクロロエチレン	5%以上	0.1%以上	1%以上	0.1%以上
テトラクロロエチレン	5%以上	0.1%以上	1%以上	0.1%以上

経過措置 ①含有量が1%未満のものは、平成20年11月30日までは、法規制の対象としない。

②裾切り値が下がったことで新たに対象となった混合物のうち、施行日に於いて現に存するものについては、平成19年5月31日までは、改正政省令を適用しない。

③現行法に基づく表示が行われている在庫品については、平成19年5月31日までは、標章を省略することができる。

2. 表示(ラベル記載)及び文書(MSDS)交付

これまで、化学物質の有害性(発がん性等)のみを対象としていましたが、危険性(引火性等)も対象に追加されました。また、表記方法も、絵表示の導入など、GHS国連勧告に従った記載にするなど、大幅に変更されました。

1) ラベルに記載すべき項目

ラベルに記載すべき項目は、

①名称、②成分、③標章(絵表示)、④注意喚起語、⑤人体に及ぼす作用・安定性及び反応性、⑥貯蔵または取扱上の注意、⑦住所・氏名・電話番号の7項目になります。

これらのうち、注意喚起語、標章(絵表示)は、GHS国連勧告に基づいてJIS Z 7251に規定されている危険有害性区分ごとに割り当てられた文言及び絵表示を用います。クロロカーボン類の場合、危険性又は有害性について警告するための注意喚起語は、いずれも「危険」を記載しますが、標章(絵表示)は、各化合物の区分に合った絵表示を

組み合わせて、例えば、塩化メチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの場合には、下記の感嘆符（急性毒性、皮膚、眼などへの危険性）、健康有害性、環境の3つの絵表示をラベルに表示しなければなりません。



クロロホルムの場合は上記のほか腐食性の絵表示が加わります。

また、混合物の場合には、混合物全体としての危険性又は有害性の区分に合った絵表示を記載しますが、データ等が確認できないなどによりその記載が困難な場合には、含有する純物質の絵表示を、各物質ごとに記載することができます。

2) MSDSに記載すべき項目

MSDSは、原則として、GHS国連勧告に整合するよう改訂されたJISZ7250:2005に基づき、記載します。

記載すべき項目は、

①名称、②成分及びその含有量、③物理的及び化学的性質、④人体に及ぼす作用、⑤貯蔵または取扱上の注意、⑥事故が発生した場合の応急措置、⑦危険性または有害性の要約（GHSの分類、ラベル要素（絵表示、注意喚起語）を記入）、⑧安定性及び反応性、⑨適用される法令、⑩その他参考となる事項、⑪住所・氏名・電話番号の11項目になります。

ただし、暫定措置として、平成22年12月31日までの期間は、JISZ7250:2000に基づいた記載でもよいとされています。

以上が、今回の改正の骨子です。クロロカーボン衛生協会では、この法改正に対応したラベル表示及びMSDSの協会モデルを作成しております。

また、混合物のGHS分類方法等につきましては、中央労働災害防止協会のホームページ（<http://www.jisha.or.jp/chemical/index.html>）に詳細なマニュアルが載っておりますので、ご参考下さい。

クロロカーボン衛生協会では、他の溶剤に置き換えがたい特徴を有する塩素系溶剤を末永くご愛用いただくために、各種法規制に則った適正な使用と管理方法の普及、ひいては環境汚染の防止を積極的に推進しています。

No.049

労働安全衛生法が改正され、化学物質等に係わる
表示及び文書交付制度がGHS対応に変わります

2006年11月 発行

クロロカーボン衛生協会

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目4番1号（住友不動産六甲ビル8階）

電話(03)3297-0321 fax(03)3297-0316

URL:<http://www.jahcs.org/>